

「経済財政運営と改革の基本方針2022」について（抄）

新しい資本主義へ

～課題解決を成長のエンジンに変え、持続可能な経済を実現～

参考資料2

第4章 中長期の経済財政運営

4. 国と地方の新たな役割分担

（前略）

国が地方自治体に対し、法令上新たな計画等の策定の義務付け・枠付けを定める場合には、累次の勧告等に基づき、必要最小限のものとするに加え、努力義務やできる規定、通知等によるものについても、地方の自主性及び自立性を確保する観点から、できる限り新設しないようにするとともに、真に必要な場合でも、計画等の内容や手続は、各団体の判断にできる限り委ねることを原則とする。あわせて、計画等は、特段の支障がない限り、策定済みの計画等との統合や他団体との共同策定を可能とすることを原則とする。

（後略）